資　料

# 令和元年第４回廿日市市議会（第３回定例会）条例案新旧対照表


議案第６７号　成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例　……１
議案第６８号　廿日市市手数料条例の一部を改正する条例　……７
議案第６９号　廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例　……１９
議案第７０号　廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例　……２１
議案第７１号　廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例　……２３
議案第７２号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例　……２５
議案第７３号　廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例　……２７
議案第７４号　子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例及び廿日市市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例　……２９
議案第７５号　廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条例　……３１
議案第７６号　廿日市市上水道事業給水条例の一部を改正する条例　……３３


廿　日　市　市

議案第６７号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表

○職員の給与に関する条例（昭和３１年条例第１５号）【第１条関係】　（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （期末手当）<br>第23条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第23条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第23条の３においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第28条第６項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。<br>２　（略）<br>３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。<br>４～６　（略）<br>第23条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。<br>（１）　（略）<br>（２）　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第４項の規定により失職した職員<br>（３）・（４）　（略）<br>（勤勉手当）<br>第24条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し | （期末手当）<br>第23条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第23条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第23条の３においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは法第16条第１号に該当して法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（第28条第６項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。<br>２　（略）<br>３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。<br>４～６　（略）<br>第23条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。<br>（１）　（略）<br>（２）　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第４項の規定により失職した職員（法第16条第１号に該当して失職した職員を除く。）<br>（３）・（４）　（略）<br>（勤勉手当）<br>第24条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若し |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 | くは法第16条第１号に該当して法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 |
| ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 | ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 |
| （１）　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し＿＿＿＿＿＿、又は死亡した職員にあつては、退職し＿＿＿＿＿＿、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額 | （１）　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額 |
| （２）　（略） | （２）　（略） |
| ３～５　（略） | ３～５　（略） |
| （その他の休職者の給与） | （その他の休職者の給与） |
| 第28条　（略） | 第28条　（略） |
| ２～５　（略） | ２～５　（略） |
| ６　第２項又は第３項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第23条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 | ６　第２項又は第３項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第23条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、若しくは法第16条第１号に該当して法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 |
| ７　（略） | ７　（略） |

○職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和３１年条例第２７号）【第２条関係】　（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （失職の特例）<br>第５条　任命権者は、交通事故又はその他の事故により法第16条第１号に該当するに至つた職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。<br>２　（略） | （失職の特例）<br>第５条　任命権者は、交通事故又はその他の事故により法第16条第２号に該当するに至つた職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。<br>２　（略） |

○職員の旅費に関する条例（昭和３５年条例第１０号）【第３条関係】　（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （旅費の支給）<br>第３条　（略）<br>２　（略）<br>３　職員が前項第１号の規定に該当する場合において法第28条第４項又は第29条の規定により退職等となつた場合＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。<br>４～６　（略） | （旅費の支給）<br>第３条　（略）<br>２　（略）<br>３　職員が前項第１号の規定に該当する場合において法第28条第４項又は第29条の規定により退職等となつた場合（法第16条第１号に該当するに至つて失職した場合を除く。）には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。<br>４～６　（略） |

○廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２３号）【第４条関係】　（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （職員）<br>第23条　（略）<br>２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。<br>（１）　（略）<br>（２）　法第18条の５各号及び法第34条の20第１項第３号のいずれにも該当しない者<br>３　（略） | （職員）<br>第23条　（略）<br>２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。<br>（１）　（略）<br>（２）　法第18条の５各号及び法第34条の20第１項第４号のいずれにも該当しない者<br>３　（略） |

○廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和４２年条例第３号）【第５条関係】　（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （欠格事項）<br>第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。<br>（削る）<br>（１）　（略）<br>（２）　第７条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者<br>（３）　（略）<br>（分限）<br>第６条　（略）<br>２　団員は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その身分を失う。<br>（１）　前条第２号を除く各号のいずれかに該当するに至つたとき。<br>（２）　（略） | （欠格事項）<br>第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。<br>（１）　成年被後見人又は被保佐人<br>（２）　（略）<br>（３）　第７条の規定により免職　　の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者<br>（４）　（略）<br>（分限）<br>第６条　（略）<br>２　団員は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その身分を失う。<br>（１）　前条第３号を除く各号のいずれかに該当するに至つたとき。<br>（２）　（略） |

議案第６８号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市手数料条例（平成１２年条例第２号）　（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th colspan="4">改正後</th><th colspan="4">改正前</th></tr>
<tr><td colspan="4">別表（第２条関係）<br>（５）　建築関係</td><td colspan="4">別表（第２条関係）<br>（５）　建築関係</td></tr>
<tr><td>事務の種類</td><td>単位</td><td>手数料</td><td>備考</td><td>事務の種類</td><td>単位</td><td>手数料</td><td>備考</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>建築物エネルギー消費性能向上計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定</td><td></td><td>ア　戸建て住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る</td><td>ア　１申請をもって１件とする。<br>イ　誘導基準適合図書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証する図書をいう。<br>ウ　モデル建築物誘導基準とは、基準省令第10条第１号イ（２）及び同号ロ（２）の基準（複合建築物が同条第３号ロ（１）から（３）までに適合する場合にあっては、同条第１号イ（２）及び同号ロ（２）の基準又は基準省令第１条第１項第１号ロ及び第10条第１号イ（２）の基準）をいう。</td><td>建築物エネルギー消費性能向上計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定</td><td></td><td>ア　戸建て住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る</td><td>ア　１申請をもって１件とする。<br>イ　誘導基準適合図書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証する図書をいう。<br>ウ　モデル建築物誘導基準とは、基準省令第10条第１号イ（２）及び同号ロ（２）の基準（複合建築物が同条第３号ロ（１）から（３）までに適合する場合にあっては、同条第１号イ（２）及び同号ロ（２）の基準又は基準省令第１条第１項第１号ロ及び第10条第１号イ（２）の基準）をいう。</td></tr>
</table>

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 審査の欄に掲げる区分に応じて定める額<br>イ　共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額<br>ウ　住宅部分を有しない建築物の全体又は複合建築物の非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額 | 審査の欄に掲げる区分に応じて定める額<br>イ　共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額<br>ウ　住宅部分を有しない建築物の全体又は複合建築物の非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| エ　複合建築物の住戸及び非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額<br>オ　複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分に | エ　複合建築物の住戸及び非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額<br>オ　複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分に |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額<br>カ　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「複数建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)について認定を受けようとする場合の手数料の額は、当該計画に係る建築物（認定を受けた建築物エネルギー | 係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額<br>カ　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第２項の規定により審査を申し出る場合の手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合は、変更の事由が生じる建築物、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする場合は、当該記載に係る | 築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 建築物）１棟ごとにアからオまでに定める額を合算した額<br>キ　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第２項の規定により審査を申し出る場合の手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建 | |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額 | | | | | |
| 住戸に係る審査 | | | ア　共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。<br>イ　認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、２分の１の額とする。 | 住戸に係る審査 | | | ア　共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。<br>イ　認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合の手数料の額は、２分の１の額とする。 |
| 戸建て住宅 | １件 | ３万7,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円 | 戸建て住宅 | １件 | ３万7,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円 |
| 共同住宅等 | | | 共同住宅等の全体又は複合建築物の全体と併せて認定を受けようとする場合は、免除とする。 | 共同住宅等 | | | 共同住宅等の全体又は複合建築物の全体と併せて認定を受けようとする場合は、免除とする。 |
| １戸 | １件 | ３万7,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円 | １戸 | １件 | ３万7,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円 |
| ２戸以上４戸以下 | １件 | ３万7,000円に申請住戸数か | 誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円に申請住 | ２戸以上４戸以下 | １件 | ３万7,000円に申請住戸数か | 誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円に申請住 |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ら１を減じた数に１万2,000円を乗じて得た額を加えた額 | 戸数から１を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額 | | | | ら１を減じた数に１万2,000円を乗じて得た額を加えた額 | 戸数から１を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額 |
| | | ５戸以上15戸以下 | １件 | ７万5,000円に申請住戸数から４を減じた数に4,500円を乗じて得た額を加えた額 | 誘導基準適合図書を提出する場合は、１万円に申請住戸数から４を減じた数に1,000円を乗じて得た額を加えた額 | | ５戸以上15戸以下 | １件 | ７万5,000円に申請住戸数から４を減じた数に4,500円を乗じて得た額を加えた額 | 誘導基準適合図書を提出する場合は、１万円に申請住戸数から４を減じた数に1,000円を乗じて得た額を加えた額 |
| | | 16戸以上45戸以下 | １件 | 12万5,000円に申請住戸数から15を減じた数に2,900円を乗じて得た額を加えた額 | 誘導基準適合図書を提出する場合は、２万1,000円に申請住戸数から15を減じた数に900円を乗じて得た額を加えた額 | | 16戸以上45戸以下 | １件 | 12万5,000円に申請住戸数から15を減じた数に2,900円を乗じて得た額を加えた額 | 誘導基準適合図書を提出する場合は、２万1,000円に申請住戸数から15を減じた数に900円を乗じて得た額を加えた額 |
| | | 46戸以上 | １件 | 21万4,000円に申請住戸数から45を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額（30万6,000円を上限とする。） | 誘導基準適合図書を提出する場合は、４万9,000円に申請住戸数から45を減じた数に600円を乗じて得た額を加えた額（８万7,000円を上限とする。） | | 46戸以上 | １件 | 21万4,000円に申請住戸数から45を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額（30万6,000円を上限とする。） | 誘導基準適合図書を提出する場合は、４万9,000円に申請住戸数から45を減じた数に600円を乗じて得た額を加えた額（８万7,000円を上限とする。） |
| 共同住宅等に係る審査 | | | | ア　手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。<br>イ　認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更 | 共同住宅等に係る審査 | | | | ア　手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。<br>イ　認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合の手数 |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の２分の１の額とする。 | | | | 料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の２分の１の額とする。 |
| 300平方メートル未満 | １件 | ７万5,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は、１万円 | 300平方メートル未満 | １件 | ７万5,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は、１万円 |
| 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 | １件 | 12万5,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は、２万1,000円 | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 | １件 | 12万5,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は、２万1,000円 |
| 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 | １件 | 21万3,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は、４万8,000円 | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 | １件 | 21万3,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は、４万8,000円 |
| 5,000平方メートル以上 | １件 | 30万6,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は、８万7,000円 | 5,000平方メートル以上 | １件 | 30万6,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は、８万7,000円 |
| 非住宅部分に係る審査 | | | ア　手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。<br>イ　認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた | 非住宅部分に係る審査 | | | ア　手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。<br>イ　認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の２分の１の額とする。 |

改正後

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 区分により算定した手数料の額の２分の１の額とする。 |
| | 300平方メートル未満 | １件 | 24万8,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は１万円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は９万4,000円 |
| | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 | １件 | 40万1,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は２万9,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は15万9,000円 |
| | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 | １件 | 57万3,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は８万7,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は25万7,000円 |
| | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 | １件 | 70万5,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は13万8,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は33万6,000円 |
| | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 | １件 | 83万4,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は17万5,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は40万4,000円 |
| | 25,000平方メートル以上 | １件 | 95万1,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は21万9,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は47万4,000円 |

（略）

（６）・（７）　（略）

（８）　消防関係

| 事務の種類 | 単位 | 手数料 | 備考 |
|---|---|---|---|
| （略） | | | |

改正前

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | 300平方メートル未満 | １件 | 24万8,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は１万円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は９万4,000円 |
| | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 | １件 | 40万1,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は２万9,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は15万9,000円 |
| | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 | １件 | 57万3,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は８万7,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は25万7,000円 |
| | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 | １件 | 70万5,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は13万8,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は33万6,000円 |
| | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 | １件 | 83万4,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は17万5,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は40万4,000円 |
| | 25,000平方メートル以上 | １件 | 95万1,000円 | 誘導基準適合図書を提出する場合は21万9,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は47万4,000円 |

（略）

（６）・（７）　（略）

（８）　消防関係

| 事務の種類 | 単位 | 手数料 | 備考 |
|---|---|---|---|
| （略） | | | |

| 改正後 | | | |
|---|---|---|---|
| 危険物浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置の許可<br>　危険物の貯蔵最大数量 | | | １申請をもって１件とする。<br>設置の許可に係る完成検査又は変更の許可は、当該手数料の額の２分の１の額、変更の許可に係る完成検査は、当該手数料の額の４分の１の額とする。 |
| 1,000キロリットル以上<br>5,000キロリットル未満 | １件 | 118万円 | |
| 5,000キロリットル以上<br>１万キロリットル未満 | １件 | 141万円 | |
| １万キロリットル以上<br>５万キロリットル未満 | １件 | 159万円 | |
| ５万キロリットル以上<br>10万キロリットル未満 | １件 | 195万円 | |
| 10万キロリットル以上<br>20万キロリットル未満 | １件 | 227万円 | |
| 20万キロリットル以上<br>30万キロリットル未満 | １件 | 455万円 | |
| 30万キロリットル | １件 | 582万円 | |

| 改正前 | | | |
|---|---|---|---|
| 危険物浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置の許可<br>　危険物の貯蔵最大数量 | | | １申請をもって１件とする。<br>設置の許可に係る完成検査又は変更の許可は、当該手数料の額の２分の１の額、変更の許可に係る完成検査は、当該手数料の額の４分の１の額とする。 |
| 1,000キロリットル以上<br>5,000キロリットル未満 | １件 | 118万円 | |
| 5,000キロリットル以上<br>１万キロリットル未満 | １件 | 141万円 | |
| １万キロリットル以上<br>５万キロリットル未満 | １件 | 158万円 | |
| ５万キロリットル以上<br>10万キロリットル未満 | １件 | 194万円 | |
| 10万キロリットル以上<br>20万キロリットル未満 | １件 | 226万円 | |
| 20万キロリットル以上<br>30万キロリットル未満 | １件 | 455万円 | |
| 30万キロリットル | １件 | 582万円 | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 以上<br>40万キロリットル<br>未満 | | | | | 以上<br>40万キロリットル<br>未満 | | | |
| | 40万キロリットル<br>以上 | 1件 | 707万円 | | | 40万キロリットル<br>以上 | 1件 | 707万円 | |
| （略） | | | | | （略） | | | | |

議案第６９号

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市印鑑条例（昭和４９年条例第１８号）　（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （登録の資格）<br>第２条　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、１人１個に限り、印鑑の登録を受けることができる。<br>２　（略）<br>（登録申請の確認）<br>第４条　市長は、登録申請者又はその代理人から印鑑登録の申請があつたときは、当該申請人が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するほか、印鑑登録申請書に記載がされている事項その他必要な事項について審査しなければならない。<br>２・３　（略）<br>（印鑑登録原票）<br>第６条　市長は、印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）を備え、印鑑の登録の申請について審査した上、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。<br>（１）・（２）　（略）<br>（３）　氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（令第30条の16第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称）<br>（４）～（６）　（略）<br>（７）　外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記<br>（８）　（略） | （登録の資格）<br>第２条　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の　　住民基本台帳に記録されている者は、１人１個に限り、印鑑の登録を受けることができる。<br>２　（略）<br>（登録申請の確認）<br>第４条　市長は、登録申請者又はその代理人から印鑑登録の申請があつたときは、当該申請人が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するほか、印鑑登録申請書に記載されている　事項その他必要な事項について審査しなければならない。<br>２・３　（略）<br>（印鑑登録原票）<br>第６条　市長は、印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）を備え、印影のほか、　　当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。<br>（１）・（２）　（略）<br>（３）　氏名（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）にあつては、氏名、住民基本台帳に記録されている通称（以下「通称」という。）及び住民基本台帳に記録されている氏名の片仮名による表記（以下「片仮名表記」という。））<br>（４）～（６）　（略）<br>（新設）<br>（７）　（略） |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （登録印鑑の制限）<br>第７条　市長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録をすることができない。<br>（１）　住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏若しくは通称又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの<br>（２）　職業、資格その他氏名、旧氏又は通称　　以外の事項を表しているもの<br>（３）～（７）　（略）<br>２　市長は、前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。<br>（印鑑登録の抹消）<br>第13条　市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑登録を抹消しなければならない。<br>（１）～（４）　（略）<br>（５）　氏名、氏（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあつては　　、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）の変更により、登録を受けている印鑑が第７条第１号に該当することとなつたとき。<br>（６）・（７）　（略）<br>（印鑑登録の証明）<br>第14条　（略）<br>２　前項の規定による証明には、登録者に係る印鑑票に登録してある第６条第３号から第７号までに掲げる事項の記載をするものとする。 | （登録印鑑の制限）<br>第７条　市長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録をすることができない。<br>（１）　住民基本台帳に記録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもの（以下この号において「氏名等」という。外国人住民にあつては、氏名等、通称若しくは通称の一部を組み合わせたもの又は片仮名表記若しくは片仮名表記の一部を組み合わせたもの）で表されていないもの<br>（２）　職業、資格その他氏名（外国人住民にあつては、氏名、通称又は片仮名表記）以外の事項を表しているもの<br>（３）～（７）　（略）<br>（新設）<br>（印鑑登録の抹消）<br>第13条　市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑登録を抹消しなければならない。<br>（１）～（４）　（略）<br>（５）　氏又は名　　（外国人住民にあつては、氏若しくは名、通称又は片仮名表記　　）の変更により、登録を受けている印鑑が第７条第１号に該当することとなつたとき。<br>（６）・（７）　（略）<br>（印鑑登録の証明）<br>第14条　（略）<br>２　前項の規定による証明には、登録者に係る印鑑票に登録してある第６条第３号から第６号までに掲げる事項を記載する　ものとする。 |

議案第７０号

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市墓地設置及び管理条例（昭和３７年条例第１１号）　（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（使用料）<br>
第16条　榎之窪墓地、金剛寺墓地、阿品墓地、峰高墓地、称言寺墓苑、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑、第三霊峯墓苑、浄郷墓苑<u>　　</u>及び八坂墓苑の使用者は、別表第２に定める額の使用料を使用許可又は更新許可を受けた際に支払わなければならない。<br>
別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">(略)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(削る)</td></tr>
<tr><td>八坂墓苑</td><td>廿日市市大野1665番地487</td></tr>
</table>
</td><td>
（使用料）<br>
第16条　榎之窪墓地、金剛寺墓地、阿品墓地、峰高墓地、称言寺墓苑、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑、第三霊峯墓苑、浄郷墓苑<u>、城山墓苑、三軒屋墓苑</u>及び八坂墓苑の使用者は、別表第２に定める額の使用料を使用許可又は更新許可を受けた際に支払わなければならない。<br>
別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">(略)</td></tr>
<tr><td><u>城山墓苑</u></td><td><u>廿日市市大野1500番地12</u></td></tr>
<tr><td><u>三軒屋墓苑</u></td><td><u>廿日市市大野7006番地２</u></td></tr>
<tr><td>八坂墓苑</td><td>廿日市市大野1665番地487</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

議案第７１号

廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成２７年条例第２７号）　（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 廿日市市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例<br>（趣旨）<br>第１条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第９条の３第２項（同条第９項（法第９条の３の２第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）及び法第９条の３の３第２項（同条第３項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施した生活環境影響調査の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与について、必要な事項を定めるものとする。<br>（対象となる施設の種類）<br>第２条　調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第５条第１項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第２項に規定する一般廃棄物の最終処分場（法第９条の３の３第２項に規定する場合にあっては、当該焼却施設に限る。以下「施設」という。）とする。<br>（縦覧等の告示）<br>第３条　市長は、法第９条の３第２項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするとき、又は受託者が法第９条の３の３第２項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとする。<br>（縦覧の場所及び期間） | 廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例<br>（趣旨）<br>第１条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第９条の３第２項（同条第９項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第１項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧手続及び同条第２項に規定する生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与について、必要な事項を定めるものとする。<br>（対象となる施設の種類）<br>第２条　調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第５条第１項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第２項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。<br>（縦覧等の告示）<br>第３条　市長は、法第９条の３第２項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとする。<br>（縦覧の場所及び期間） |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 第４条　調査書の縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。<br>（１）～（３）　（略）<br>２　調査書の縦覧の期間は、前条の告示の日から起算して１月間(法第９条の３の２第２項又は法第９条の３の３第２項に規定する場合にあっては、１か月の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間）とする。<br>（意見書の提出先及び提出期限）<br>第５条　意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。<br>（１）・（２）　（略）<br>２　意見書の提出期限は、前条第２項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までとする。<br>（環境影響評価との関係）<br>第６条　施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成９年法律第81号）第27条又は広島県環境影響評価に関する条例（平成10年広島県条例第21号）第22条第１項に基づく環境影響評価（生活環境影響評価に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前３条に定める手続を経たものとみなす。<br>（他の市町村との協議）<br>第７条　市長は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める区域を管轄する市町村の長に調査書の写しを送付するとともに、当該市町村の長と当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。<br>（１）　施設の全部又は一部を他の市町村の区域に設置するとき。<br>（２）　施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼすおそれがある周辺地域に他の市町村の区域が含まれているとき。 | 第４条　法第９条の３第２項の規定による調査書の縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。<br>（１）～（３）　（略）<br>２　法第９条の３第２項の規定による調査書の縦覧の期間は、前条の告示の日から起算して１月間とする。<br>（意見書の提出先及び提出期限）<br>第５条　法第９条の３第２項の規定による意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。<br>（１）・（２）　（略）<br>２　法第９条の３第２項の規定による意見書の提出期限は、前条第２項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までとする。<br>（環境影響評価との関係）<br>第６条　対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成９年法律第81号）第27条又は広島県環境影響評価に関する条例（平成10年広島県条例第21号）第22条第１項に基づく環境影響評価（生活環境影響評価に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前３条に定める手続を経たものとみなす。<br>（他の市町村との協議）<br>第７条　市長は、対象施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める区域を管轄する市町村の長に調査書の写しを送付するとともに、当該市町村の長と当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。<br>（１）　対象施設の全部又は一部を他の市町村の区域に設置するとき。<br>（２）　対象施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼすおそれがある周辺地域に他の市町村の区域が含まれているとき。 |

議案第７２号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年条例第２２号）　（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （償還等）<br>第15条　（略）<br>２　（略）<br>３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第１項及び第16条並びに令第８条、第９条及び第12条の規定によるものとする。<br>第５章　廿日市市災害弔慰金等支給審査会<br>第16条　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を審査するため、廿日市市災害弔慰金等支給審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。<br>２　審査会は、委員５人以内をもつて組織する。<br>３　審査会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。<br>４　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。<br>５　委員は、再任されることができる。<br>６　前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。<br>第６章　補則<br>（規則への委任）<br>第17条　（略） | （償還等）<br>第15条　（略）<br>２　（略）<br>３　償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項、令第８条から第11条までの規定によるものとする。<br>（新設）<br>第５章　補則<br>（規則への委任）<br>第16条　（略） |

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和６３年条例第１０号）　（下線の部分は改正部分）

## 改正後

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例

昭和63年４月１日
条例第10号

別表第１（第３条、第７条関係）

| 区分 | 議員報酬及び報酬 | 費用弁償 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 日当（１日につき） | 宿泊料（１夜につき） | 食卓料（１夜につき） | 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 |
| （略） | | | | | |
| （略） | | （略） | （略） | （略） | （略） |
| 個人情報保護審査会委員 | １回に 11,000円つき | | | | |
| 災害弔慰金等支給審査委員会委員 | １回に 14,000円つき | | | | |
| （略） | | | | | |

## 改正前

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例

昭和63年４月１日
条例第10号

別表第１（第３条、第７条関係）

| 区分 | 議員報酬及び報酬 | 費用弁償 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 日当（１日につき） | 宿泊料（１夜につき） | 食卓料（１夜につき） | 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 |
| （略） | | | | | |
| （略） | | （略） | （略） | （略） | （略） |
| 個人情報保護審査会委員 | １回に 11,000円つき | | | | |
| (新設) | | | | | |
| （略） | | | | | |

議案第７３号

廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例（平成１３年条例第１６号）　（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （業務）<br>第３条　健康福祉センターは、次の業務を行う。<br>（１）　（略）<br>（削る）<br>（２）　（略）<br>（３）　（略）<br>（４）　（略）<br>（５）　（略）<br>（施設）<br>第４条　前条の業務を行うため、健康福祉センターに次の施設を置く。<br>（１）　（略）<br>（削る）<br>（２）　（略）<br>（３）　（略） | （業務）<br>第３条　健康福祉センターは、次の業務を行う。<br>（１）　（略）<br>（２）　高齢者及び障害者のデイサービス事業に関すること。<br>（３）　（略）<br>（４）　（略）<br>（５）　（略）<br>（６）　（略）<br>（施設）<br>第４条　前条の業務を行うため、健康福祉センターに次の施設を置く。<br>（１）　（略）<br>（２）　デイサービスセンター<br>（３）　（略）<br>（４）　（略） |

議案第７４号

子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例及び廿日市市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成２７年条例第２号）【第１条関係】　（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （過料）<br>第２条　次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。<br>（１）　正当な理由なしに、法第13条第１項（法第30条の３において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第６条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第13条第１項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者<br>（２）　正当な理由なしに、法第14条第１項（法第30条の３において準用する場合及び法附則第６条第１項に規定する委託費の支払について適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第１項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者<br>（３）　（略） | （過料）<br>第２条　次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。<br>（１）　正当な理由なしに、法第13条第１項　　の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項　　の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者<br>（２）　正当な理由なしに、法第14条第１項（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）　　の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項　　の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者<br>（３）　（略） |

○廿日市市立幼稚園保育料等徴収条例（平成１７年条例第９３号）【第２条関係】　（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （保育料）<br>第２条　幼稚園の保育料の額は、０円とする。 | （保育料）<br>第２条　幼稚園の保育料の額は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める額とし、保護者からその一部を徴収する。<br>（１）　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第１項に規定する特定教育・保育（以下この号において「特定教育」という。）を受ける園児　同条第３項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育に要した費用の額）<br>（２）　子ども・子育て支援法第28条第１項第３号に規定する特別利用教育（以下この号において「特別利用教育」という。）を受ける園児　同条第２項第３号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）<br>２　保護者は、規則で定めるところにより、保育料のうち規則で定める額（以下「利用者負担額」という。）を納付しなければならない。 |
| （預かり保育料）<br>第３条　幼稚園の預かり保育料の額は、園児１人につき日額400円（休業日については、日額600円）とし、保護者からこれを徴収する。 | （預かり保育料）<br>第３条　幼稚園の預かり保育料の額は、園児１人につき日額400円（休業日については、日額600円）とし、保護者からこれを徴収する。 |
| ２　前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の４第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもに係る預かり保育料については、同法第30条の11第２項に規定する施設等利用費の額の限度において、これを徴収しないものとする。 | （新設） |
| ３　（略） | ２　（略） |
| （＿＿＿＿＿＿預かり保育料の減免）<br>第４条　市長は、特別の理由があると認めるときは、＿＿＿＿＿＿預かり保育料を減免することができる。 | （利用者負担額又は預かり保育料の減免）<br>第４条　市長は、特別の理由があると認めるときは、利用者負担額又は預かり保育料を減免することができる。 |

議案第７５号

廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市小規模下水道条例（昭和５２年条例第４３号）　（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第１（第３条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>主たる処理施設の位置</th><th>処理区域</th></tr>
<tr><td>月見台下水道</td><td>広島市西区扇一丁目１番１号</td><td>市長が告示する区域</td></tr>
<tr><td colspan="3">（削る）</td></tr>
<tr><td>宮島ログリーンハイツ下水道</td><td>廿日市市深江三丁目12番27号</td><td>市長が告示する区域</td></tr>
</table></td><td>別表第１（第３条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>主たる処理施設の位置</th><th>処理区域</th></tr>
<tr><td>月見台下水道</td><td>広島市西区扇一丁目１番１号</td><td>市長が告示する区域</td></tr>
<tr><td>ふじタウン下水道</td><td>廿日市市阿品四丁目393番地137</td><td>市長が告示する区域</td></tr>
<tr><td>宮島ログリーンハイツ下水道</td><td>廿日市市深江三丁目12番27号</td><td>市長が告示する区域</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

議案第７６号

廿日市市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市上水道事業給水条例（昭和４２年条例第１２号）　（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （給水装置の構造及び材質）<br>第５条　給水装置の構造及び材質についての基準は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第６条に規定する基準に適合しているものでなければならない。<br>２　（略）<br>（工事の設計及び施行）<br>第６条　（略）<br>２・３　（略）<br>４　指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、市長が別に定める。<br>（手数料）<br>第34条　手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるものについては、申込み後、徴収することができる。<br>（１）　（略）<br>（２）　指定給水装置工事事業者の指定をするとき　１件につき２万円<br>（３）　指定給水装置工事事業者の指定の更新をするとき　１件につき１万円<br>（４）　（略）<br>（５）　（略）<br>（６）　（略）<br>２　（略） | （給水装置の構造及び材質）<br>第５条　給水装置の構造及び材質についての基準は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第５条に規定する基準に適合しているものでなければならない。<br>２　（略）<br>（工事の設計及び施行）<br>第６条　（略）<br>２・３　（略）<br>４　第１項の規定による指定給水装置工事事業者の指定その他必要な事項については、市長が別に定める。<br>（手数料）<br>第34条　手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるものについては、申込み後、徴収することができる。<br>（１）　（略）<br>（２）　第６条第１項の指定をするとき　１件につき１万円<br>（新設）<br>（３）　（略）<br>（４）　（略）<br>（５）　（略）<br>２　（略） |